

「福祉の職場体験事業（介護）」実施要領

1 目 的

福祉・介護分野への就職に関心を有する者に対して、福祉・介護の職場を体験する機会を提供することにより、就労への意欲を喚起し、円滑な就労を支援することを目的とする。

2 対象者 福祉・介護分野への就職に関心を有する者

3 受入施設 介護保険サービス事業所

4 実施方法

（１）職場体験の受入を希望する事業所（以下、「受入事業所等」という。）は、「福祉の職場体験事業（介護・障がい福祉等）受入申込書」（様式第１号）を社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出する。

（２）職場体験を希望する者（以下、「体験希望者」という。）は、「福祉の職場体験事業申込書」（様式第２号）を県社協に提出する。

なお、職場体験をした者（以下、「職場体験者」という。）のうち、学生については、県社協旅費規定に基づき、公共交通機関を利用する場合は旅費実費を支給し、自家用車を使用する場合は１ｋｍ当たり３７円を支給する。

ただし、一人あたり年度内３，０００円を限度とする。

（３）県社協は、体験希望者及び受入事業所等と日程等について調整を行い、それぞれに決定通知を送付する。（様式第３号）（様式第４号）

（４）受入事業所等は、体験希望者が福祉の職場に対して理解を深めるため、体験プログラムを実施する。なお、体験希望者、受入事業所等から希望があれば、オンラインでの体験プログラムも可とする。

（５）受入事業所等は、職場体験期間の最終日から起算して３０日以内に、「福祉の職場体験事業（介護・障がい福祉等）報告書及び体験費請求書」（様式第５号）を県社協へ提出する。

（６）職場体験者は、職場体験期間の最終日から起算して７日以内に「福祉の職場体験事業終了報告書（体験者用）」（様式第６号）及び「福祉の職場体験事業（介護・障がい福祉等）交通費請求書」（様式第８号）を県社協へ提出する。

（７）県社協は、第５項及び第６項の請求書受領後、速やかに「職場体験者受入謝金」、「交通費」を確定し、「職場体験者受入謝金明細書」（様式第９号）、「交通費明細書」（様式第１０号）により通知のうえ、それぞれ３０日以内に、当該受入事業所等に「職場体験者受入謝金」を、職場体験者に「交通費」を送金する。

（８）体験希望者が希望する場合は、県社協において「福祉の職場体験事業終了報告書（体験者用）」（様式第６号）を受領した後、職場体験者に「福祉の職場体験事業参加証明書」（様式第７号）を発行する。

5 受入人数 体験希望者の受入人数は、予算の範囲内とする。

6 受入期間

（１）受入期間は、１受入事業所等につき最長３日間とし、複数事業所等で体験可とする。

（２）受入時期は、５月から翌年２月までの間で、体験希望者と受入事業所等との日程の調整により決定する。（オンライン体験はセンター営業日に限る）

7 受入時間

（１）（受入事業所等での見学・体験）原則として１日８時間とする。

ただし、受入事業所等の事情により１時間程度の短縮は可能とする。

（オンライン体験）１ 受入事業所等 １～２ 時間程度とする。

（２） 開始時間及び終了時間は、受入事業所等の決めた時間とする。

８ 体験内容（受入事業所等での見学・体験の場合）

（１） 利用者の居住スペースへの立入見学、体験

（２） 介護全般、レクリエーション活動の見学・体験（利用者との接触を伴わないもの）

（３） 食事体験の実施はなし（配膳・下膳は可能）

（４） 共有スペースの掃除、洗濯などの介護補助業務 の体験

（５） 相談業務の見学 （ケース会議等への参加、見学）

※受入事業所等は、体験希望者の資格の有無、就労経験等を勘案して、（１）～（５）を組み合わせて体験プログラムを作成すること。

９ 体験内容（オンライン体験の場合）

（１） 原則 ZOOM 等を用いたライブ中継方式での受入事業所等の見学(食事・レク等を含む)

（２） ZOOM 等を用いた採用担当者、事業所等職員との面談

（３） 動画を用いた受入事業所等の紹介

（４） 受入事業所等においては、必要な機材（タブレット等）が用意できない場合は人材センターの備品を貸出して対応。

（５） 体験希望者は、必要な機材等オンライン環境が用意できない場合は、人材センターへ来所しそこから受入事業所等と通信して行う。

（６） その他、合理的な通信方法があれば、その都度関係者が協議して行う

10 職場体験者受入謝金

（１） 職場体験者受入謝金は、体験希望者１人につき１日当たり６，０００円とする。

（２） オンライン職場体験の場合の受入謝金の上限は４０，０００円（保険料除く）とする。

（３） 体験希望者の食費や被服費などの徴収については、各受入事業所等の定め（判断）による。

11 体験に伴う事故等の対応

（１） 県社協は、体験希望者の体験期間中の事故等に対応するため、保険に加入することとする。

（２） 保険の加入手続きは県社協が一括して行い、保険料については、県社協が負担する。

12 個人情報の取扱いについて

本事業における個人情報は、本事業の運営にのみ利用することとし、「社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

13 その他

（１） 本事業は実習とは異なることから、原則として体験希望者の評価はしないこととする。

（２） 受入事業所等は、天災や施設行事等のやむを得ない事情により、計画日に受入ができなかった場合、振替日を計画することとする。

（３） 受入事業所等が体験希望者に対して検便や健康診断等を求める場合は、直接、体験希望者に指示することとし、その際に発生する費用の負担は各受入事業所等の定め（判断）による。

（４） 受入事業所等は、体験希望者に対して「体験の心構え」「事業所等の概要」「事業所等の利用者のプライバシーや感染症への対応」などの事前指導を行うこととする。

（５） 感染症等の流行時には、受入事業所等の判断により感染症対策をふまえたプログラムへの変更、又は体験の期日延期、中止する等の措置を行えるものとする。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。